

岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業(以下「冠事業」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、市民や市民団体、地域、企業等が主催し、次のいずれにも該当する事業とする。ただし、岸和田市市制施行 100 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)会長が、適当と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 岸和田市市制施行 100 周年記念事業基本方針に沿う事業
 - (2) 令和4年1月1日から令和5年3月 31 日までに実施完了する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。
- (1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 主催者が、岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有しているとき。
 - (4) その他実行委員会会長が適当でないとき。

(事業の申請)

第3条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を実行委員会会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、実行委員会会長が申請の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(事業の承認)

第4条 実行委員会会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは、岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 実行委員会会長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第1項の規定により承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 「岸和田市市制施行 100 周年記念」又は「岸和田市市制施行 100 周年記念事業」の冠称(ただし、岸和田市の文字を省略することも可)の使用
- (2) 岸和田市市制施行 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- (3) 市ホームページ等の広報媒体による事業の周知
- (4) 実行委員会が有する岸和田市市制施行 100 周年記念事業啓発のための物品等の貸与

(事業内容の変更等)

第5条 事業者は、承認された冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業変更(中止)届出書(様式第4号。以下「届出書」という。)により実行委員会会長に届け出なければならない。

(承認の取消等)

第6条 実行委員会会長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に定める事項又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書又は届出書の内容に虚偽があると認められたとき。
- (3) その他冠事業とすることが不相当であると実行委員会会長が認めるとき。

2 実行委員会会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業承認取消通知書(様式第5号)により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 実行委員会会長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(実施報告)

第7条 事業者は、当該事業終了後、速やかに岸和田市市制施行 100 周年記念冠事業実施報告書(様式第6号)により、実行委員会会長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月 29 日から施行する。